

令和8年第1回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1 招集日時 令和8年1月27日(火) 午後2時00分開議
- 2 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3 議事録署名人 鳥羽田 信
- 4 教育長及び出席委員
教育長
教育委員 2名
事務局 10名
- 5 傍聴人 なし
- 6 提出された議題(議事) 以下のとおり
- 7 会議の概要

(1) 開会

小沼教育長 午後2時00分開会を宣す。

(2) 議事録署名人の指名

小沼教育長 鳥羽田委員を指名する。

(3) 教育長の報告

小沼教育長 別紙により教育長事務報告をする。

小沼教育長 教育長のお事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。

鳥羽田委員 12月26日に行われた笠間市拡大生徒会に、特別支援学校も声をかけていただいたということで、校長もとても感謝をしていました。特別支援学校の生徒は、他校との交流が少ないので、本人たちもいい経験になったと思います。今後も続くということなので、よろしくお願いします。

小沼教育長 そのほかございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。

(4) 議事

小沼教育長 それでは、「報告第1号 専決処分の承認を求めることについて」事務局より説明を求めます。

事務局

11ページをご覧ください。「報告第1号 令和8年第1回笠間市議会臨時会提出議案に同意することについて」の専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見聴取求められましたが、委員会を招集する時間的余裕がないので1月20日付けで専決処分を行ったものです。なお、今回の補正予算は全て、国の物価高騰対策重点交付金を活用するものです。「議案第1号 令和7年度笠間市一般会計補正予算(第8号)」で、学務課所管の主な予算を、ご説明します。第2表 繰越明許費の補正です。学務課関係は、表の1番目「高校生等生活応援事業(重点交付金)」から、一番下の「制服等購入費支援事業(重点交付金)」までの3事業で、例年、新年度予算で計上する子育て支援施策でございますが、今回、国の重点交付金を活用して予算化し、令和8年度に繰り越して執行を予定するものです。事業内容の詳細につきましては、歳出でご説明します。次に、12ページをご覧ください。歳出です。9款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費、10節 需用費、消耗品費275万円の増額は、近年、厳しい暑さが続く中、児童生徒の登下校時における熱中症の予防として効果のある「冷却タオル」を、市内全ての小中学生、約5千人へ無償配布し、熱中症予防と、子育て世帯の負担軽減を図るもので、令和8年4月の配布を予定しております。次に、9款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費、18節 負担金補助及び交付金3,150万円の増額は、令和9年度に、高等学校等への進学や就職を予定する生徒630人を対象に、新生活を応援するため、一人につき5万円を給付するものです。次に、9款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費、17節 備品購入費946万円の増額は、令和9年度に小学校へ入学予定の児童430人全員を対象に、通学用のランドセルを無償で給付するものです。次に、9款 教育費、3項 中学校費、1目 学校管理費、18節 負担金補助及び交付金1,830万円の増額は、令和9年度に中学1年生になる生徒610人を対象に、制服購入費用の一部として、一人につき3万円を給付するものです。次に、

9款 教育費、6項 保健体育費、3目 給食センター費5,959万2千円は、重点交付金の交付額決定に伴う財源組み替えで、事業内容は、先月の教育委員会定例会において報告した、笠間市立の小学校、中学校、義務教育学校に在籍する生徒のうち、第3子給食費無償化事業及び要保護・準要保護の該当者を除く、4,037名（見込み数）に対し、1人につき、給食費3ヶ月相当額として1万5千円を給付するものです。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま事務局より説明がありましたが、「専決処分の承認を求めることについて」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入りますが、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「報告第1号 専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認いたします。

小沼教育長 続きまして、「議案第1号 笠間市文化財保護審議会への諮問について」事務局より説明を求めます。

事務局 14ページをご覧ください。「議案第1号 笠間市文化財保護審議会への諮問について」ご説明します。指定候補物件1～3は、令和8年1月6日付けで申請書の提出がありました、笠間市上市原の如意輪寺が所有するものです。次頁になります。候補物件4と5は、令和8年1月14日付けで申請書の提出がありました、笠間市の個人が所有するものです。17ページをご覧ください。指定候補物件1 絹本著色毘沙門天像 1幅です。本図は、毘沙門天が武人像として描かれている、南北朝～室町時代（14～15世紀）に制作された、作者不明の作品です。20ページをご覧ください。指定候補物件2 絹本著色水天像 1幅です。本図は、江戸時代 前期から幕末まで続く、絵仏師の家系である神田宗庭家の3代目「善信」により描かれたもので、丁寧で濃密な描写と、繊細な文様表現が特徴的で、江戸時代に制作された作品です。24ページをご覧ください。指定候補物件3 十一面観音坐像懸仏 1面です。本品は、鋳銅製の鏡面の中央に、十一面観音坐像が配

されています。懸仏は、神仏習合の信仰により生まれたとされ、鎌倉から室町時代にかけて盛んに作られた、作者不明の作品です。明治はじめの神仏分離と廃仏毀釈により、多くの懸仏が失われた中で、貴重なものであると考えられます。また、笠間市では現在のところ、この1面のみが確認されております。27ページをご覧ください。指定候補物件4 宍戸文書の追加指定です。宍戸文書は、鎌倉時代から宍戸地方を支配した宍戸氏に伝わる文書で、既に指定されております、中世文書9点に加えて、近世文書や系図類などの史料25点を追加するものです。これらの史料は、宍戸氏だけでなく、笠間市や茨城県の歴史を知る上で貴重な史料であると考えられます。35ページをご覧ください。指定候補物件5 宍戸家墓所出土遺物 19点です。宍戸家墓所には、市の指定文化財「五輪石塔」が配され、宍戸家代々が祀られる墓所で、墓所整備の際に、蔵骨器として使用されたと思われる「古瀬戸四耳壺」を含む、多数の遺物が発見され、中世から連続と存在してきた可能性があるとともに、有力者としての宍戸氏の一面を垣間見ることができる史料と考えられます。これらの物件は、いずれも指定文化財候補として、ふさわしいものであることから、笠間市文化財保護審議会に諮問したいと考えております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま事務局より説明がありましたが、「笠間市文化財保護審議会への諮問について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第1号 笠間市文化財保護審議会への諮問について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続きまして、「議案第2号 笠間市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」及び「議案第3号 笠間市立小中学校の就学指定校の変更等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示について」は、いずれも自治体システムの標準化にともなう議案となりますので、一括して事務局より説明を求めます。

事務局

44ページをご覧ください。「議案第2号 笠間市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」ご説明します。本案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づいて、基幹系システムから出力される帳票を標準様式に統一するための改正です。この基幹系システムは、自治体が管理する住民基本台帳や税務情報など20種類のデータを一元管理するシステムで、令和7年度末までに国の標準仕様に準拠したシステムへの移行が義務付けられ、学務課関連では文部科学省の「就学事務」が含まれております。内容については、新旧対照表にてご説明いたします。主な改正内容ですが、国の標準仕様と整合性を図るため、本文中で規定する文言の改正と様式番号を整理するものです。46ページをご覧ください。第14条で、本告示に定めるもののほか必要な様式は、国が定める様式の例による。こととしています。なお附則で、この告示は公布の日から施行し、すでにシステムの切り替えが行われた、令和7年12月22日から適用するものです。説明は以上です。

事務局

続いて、「議案第3号 笠間市立小中学校の就学指定校の変更等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示について」ご説明します。51ページをご覧ください。本案は、先ほどの議案第2号同様、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づいて、基幹系システムから出力される帳票を標準様式に統一するための改正です。内容については、新旧対照表にてご説明いたします。主な改正内容ですが、本文中で規定する文言の改正と様式番号を整理するものです。また、第6条で、本告示に定めるもののほか必要な様式は、国が定める様式の例による。こととしています。なお附則で、この告示は公布の日から施行し、すでにシステムの切り替えが行われた、令和7年12月22日から適用するものです。説明は以上です。

小沼教育長

ただいま事務局より説明がありましたが、「議案第2号」及び「議案第3号」については、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員

(特になしの声)

小沼教育長

それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第2号 笠間市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について」及び「議案第3号 笠間市立小中学校の就学指定校の変更等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示について」は、いずれも原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(5) その他

小沼教育長 続きまして、その他の事項に入ります。それでは、一人ずつ雑感を共有していただきたいと思います。まずは廣原委員からお願いします。

廣原委員 今年の「二十歳の集い」の対象者は、中学3年生の時にコロナ禍真っ最中となり、予定していた修学旅行も行けず、努力していた部活の様々な大会もなくなり、受験の時も濃厚接触者ということで予定通り受験できないといった生徒たちでした。様々なことを我慢しなければいけなかった生徒たちです。その生徒が「二十歳の集い」当日の誓いの言葉で、しっかりした自分の考えを話していたことに感動しました。育ててくださった保護者の方々と、関係者に本当に感謝したいと思います。私も当時、校長として、苦しいことがたくさんありましたが、救われた感じがしました。

小沼教育長 続いて、鳥羽田委員をお願いします。

鳥羽田委員 1月18日に第63回県下中学校交歓笠間市駅伝大会が行われました。入賞の6位までに、男子は4校、女子は2校入ったという結果で、とても頑張ったと思いました。また、入賞できなくても、頑張って走ったという達成感や喜びを表している生徒もおり、とてもよい経験になった大会だと感じました。

小沼教育長 ありがとうございます。ほかにございますか。

各委員 (特になし)

(6) 閉会

小沼教育長 午後2時20分閉会を宣す。

8 議決事項

報告第1号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第1号	笠間市文化財保護審議会への諮問について	可決
議案第2号	笠間市就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について	可決
議案第3号	笠間市立小中学校の就学指定校の変更等に関する事務取扱要綱の一部を改正する告示について	可決